

国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

働き方が多様化する中で、国民年金第3号被保険者（以下「第3号被保険者」という。）制度に対する評価は様々である。社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）の附則においては、「第3号被保険者（略）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第3号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする」とされた。また、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）において、「連立政権合意書に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する」とされた。

こうした背景のもと、第3号被保険者制度等について、厚生労働省年金局長の招集により、関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる検討会を開催する。

2. 検討事項

第3号被保険者制度及び関連する制度について検討を行う。

3. 構成員

- （1）構成員は別紙のとおりとする。
- （2）検討会の座長は、構成員の互選により選出するものとする。

4. 運営

- （1）本検討会は、厚生労働省年金局長が構成員の招集を求めて開催することとし、必要に応じて保険局がオブザーバーとして出席する。
- （2）本検討会においては、座長の判断により、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- （3）本検討会の庶務は、厚生労働省年金局年金課において行う。
- （4）本検討会は原則公開とする。ただし、公開することにより個人等に不利益を及ぼすおそれがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。なお、非公開とする場合はその理由を明示するとともに、座長の認める範囲において、議事要旨並びに会議資料を公開する。
- （5）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、本検討会において定める。

国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会
構成員名簿

氏 名	所属・役職
いわさき かずと 岩 崎 和 人	JAM 書記長
きくち よし み 菊 池 馨 実	早稲田大学理事・法学学術院教授
くらた か よ 倉 田 賀 世	熊本大学大学院人文社会学研究部教授
こんどう あやこ 近 藤 絢 子	東京大学社会科学研究所教授
さとう まい こ 佐 藤 麻 衣 子	株式会社ウェルスプラン代表取締役
せ い け たけひこ 清 家 武 彦	日本経済団体連合会経済政策本部長
た か だ あや か 高 田 彩 香	株式会社メヴィリエ代表取締役
た け だ ようこ 武 田 洋 子	株式会社三菱総合研究所常務研究理事
だけ さやか 嵩 さ や か	東北大学大学院法学研究科教授
つつい じゅんや 筒 井 淳 也	立命館大学産業社会学部教授
なかじょう み な こ 中 條 美 奈 子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
ながい さちこ 永 井 幸 子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
ながせ のぶこ 永 瀬 伸 子	大妻女子大学データサイエンス学部教授・お茶の水女子大学 名誉教授
ほり ゆ き え 堀 有 喜 衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
も も せ ゆう 百 瀬 優	明治学院大学社会学部教授
やまうち きよゆき 山 内 清 行	日本商工会議所企画調査部長

(五十音順、敬称略)